



福岡医発第 1449号 (地)

平成15年11月 7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会 長 関 原 敬 次 郎



平成15年度「分煙状況実態調査」の実施について (お願い)

このたび、福岡県では、今後の健康たばこ対策及び福岡県健康づくり基本指針である「いきいき健康福岡21」による計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的として、公共施設、医療機関、事業所等における分煙の状況について、別紙のとおり調査を実施することになりました。

つきましては、本調査についての協力依頼があり、本会第26回全理事会 (H15. 11. 7) で協議の結果、協力することになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査にあたっては、各保健所 (支所) より調査依頼があることと存じますので、趣旨をご理解の上、貴会会員に対しての、御周知方につきましてご配慮いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。



(公印省略)

15健健第236号
平成15年11月4日

社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

平成15年度「分煙状況実態調査」の実施について

このたび平成15年5月1日に健康増進法が施行され、同法第25条に受動喫煙の防止がうたわれています。

本県におきましては、今後の健康たばこ対策及び福岡県健康づくり基本指針である「いきいき健康ふくおか21」による計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的として、公共施設、医療機関、事業所等における分煙の状況について、別紙のとおり調査を実施することとなりました。

つきましては、福岡市、北九州市および大牟田市を除く医療機関を対象として、調査を実施したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

福岡県保健福祉部健康対策課健康栄養係

電話 092-643-3269 (担当 千原、隈部)



平成15年度「分煙状況実態調査」

実施要領

(1) 調査の目的

喫煙による健康への影響に関する社会的関心と、平成15年5月1日に施行された健康増進法によって受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が定められたことにより、分煙対策の推進が求められている。

このような状況の中、本県の今後の健康たばこ対策及び「いきいき健康ふくおか21」（福岡県健康づくり基本指針）による計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的として、公共施設、医療機関、事業所等における分煙の状況について調査を実施するものである。

(2) 実施機関

福岡県

(3) 協力機関

福岡県医師会、福岡県料飲業生活衛生組合連合会、福岡県旅館・ホテル生活衛生同業組合、福岡県興行生活衛生同業組合、福岡県快適職場推進センター

(4) 調査項目

- 建物・敷地内の喫煙状況について
- 現在の分煙対策について
- 喫煙対策機器の設置状況について
- 今後の分煙対策について

(5) 調査対象

ア 県保健福祉環境事務所および支所管内の公共施設等（以下の施設を主に指す）

- 官公庁＝市町村・県等の官公庁等
- 教育機関
- 文化施設＝博物館、美術館文化ホール等
- 運動施設＝屋内運動施設、屋外運動施設等
- その他＝警察署、郵便局等

イ 福岡県医師会関係医療機関かつ県保健福祉環境事務所および支所管内の医療機関

ウ 事業所等（以下の施設を主に指す）

- 福岡県料飲業生活衛生組合連合会＝飲食店、レストラン等
- 福岡県旅館・ホテル生活衛生同業組合＝宿泊施設、ホテル、旅館等
- 福岡県興行生活衛生同業組合＝娯楽施設、映画館、劇場等
- 福岡県快適職場推進センター＝各種事業所、小売業等

(6) 調査方法

ア、イの施設に対しては各保健福祉環境事務所および支所を通じて、ウの施設に対しては県庁健康対策課から、それぞれ調査を依頼し、ファックスまたは電子メールで県庁健康対策課へ回答を得る。

(7) 調査時期

平成15年11月

(8) 調査結果

平成15年度内に、集計結果の公表を予定している。

(9) 調査票

別紙のとおり

(公印省略)

15 健 健 第 2 3 6 号
平成 1 5 年 1 1 月 4 日

各施設の管理者 殿

福 岡 県 保 健 福 祉 部 長

平成 1 5 年度「分煙状況実態調査」の実施についてのお願い

このたび平成 1 5 年 5 月 1 日に健康増進法が施行され、同法第 2 5 条に受動喫煙の防止がうたわれています。

つきましては、本県の今後の健康たばこ対策及び福岡県健康づくり基本指針である「いきいき健康ふくおか 2 1」による計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的として、公共施設、医療機関、事業所等における分煙の状況について、下記のとおり調査を実施することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

(1) 調査項目

1. 施設の種類について
2. 受動喫煙防止対策状況について
3. 喫煙状況について
4. 喫煙場所のタイプについて
5. 職員や利用者からの反応について
6. 空気清浄機の性能について
7. 今後の受動喫煙防止対策について

(2) 調査対象

公共施設等、医療機関、事業所等

(3) 調査期間

平成 1 5 年 1 1 月末まで

(4) 調査方法

次の A または B での回答をお願いします。

A. 福岡県庁ホームページを利用して、電子メールでの回答

- ①福岡県庁ホームページからアンケート画面を開いてください。
- ②各項目に沿って、アンケートへの回答をお願いいたします。
- ③入力が終わりましたら『完了』ボタンを押してください。

B. 調査票に記入の上、FAX での回答

FAX 番号 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 7 1

福岡県保健福祉部健康対策課健康栄養係 宛

問い合わせ先

福岡県保健福祉部健康対策課健康栄養係

電話 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 6 9 (担当 千原、隈部)

平成15年度 分煙状況実態調査票

平成15年11月調査

※貴施設についてご記入ください。

FAX番号

施設名(屋号)

TEL番号

記入日 平成15年 月 日

※貴施設の種類の種類をおたずねします。あてはまる□にチェック(レ)をつけてください。

□官公庁	
□教育機関	
□文化施設	
□博物館	
□美術館	
□図書館	
□その他()	
□運動施設	
□屋内運動施設	
□屋外運動施設	
□その他()	
□警察署	
□郵便局	
□その他()	
□医療機関	
□事業所等	
□事業所	□建設業 □製造業 従業員数 □50人未満 □運輸・通信業 □卸売・小売業 □50人~99人 □サービス業 □100人~299人 □電気・ガス・水道供給業 □300人~999人 □その他() □1000人以上
□飲食店	□飲食業 □喫茶業 客席数 □50席未満 □社交業 □すし商 □50席~99席 □料理業 □100席以上 □その他()
□宿泊施設	□ホテル 客室数 □100室未満 □旅館 □100室~499室 □その他() □500室以上
□娯楽施設	□映画館 □劇場 □その他()

※次の質問の答えにあてはまるものに○をつけてください。

質 問	回 答
1. 受動喫煙防止対策状況についてお聞きます。あてはまるものを選んでください。	1. 敷地内全面禁煙 2. 建物内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 3. 屋内に喫煙場所がある 4. 何も対策は行われていない
2. 主目的部分（県民利用ゾーン）の喫煙状況についてお聞きます。あてはまるものを選んでください。	1. 全面禁煙 2. 禁煙であり、一部に煙の漏れない喫煙場所を設置している 3. 禁煙であり、一部に喫煙場所を設置しているが、煙・臭いの漏れがある 4. 喫煙タイム、禁煙タイムを設定している 5. 自由に喫煙できる
3. 執務室（職員利用ゾーン）の喫煙状況についてお聞きます。あてはまるものを選んでください。	1. 全面禁煙 2. 禁煙であり、一部に煙の漏れない喫煙場所を設置している 3. 禁煙であり、一部に喫煙場所を設置しているが、煙・臭いの漏れがある 4. 喫煙タイム、禁煙タイムを設定している 5. 自由に喫煙できる
4. 喫煙場所はそのどのタイプが多いですか。あてはまるものを選んでください。	1. 屋外で喫煙 2. 換気扇を設置 3. 空気清浄機を設置 4. 換気扇と空気清浄機を設置 5. 換気扇も空気清浄機も設置していない 6. その他（ ）
5. 現在の対策を実施している中で、職員や利用者からの反応はどうですか。あてはまるものを選んでください。（複数回答可）	1. 禁煙・分煙に伴う問題はない 2. 分煙されているが、煙や臭いの漏れがある 3. 一部に分煙されていない場所がある 4. 禁煙区域で喫煙する人がいる 5. 全面禁煙にしてほしいという要望が寄せられる 6. たばこが吸えないという苦情がある 7. その他（ ）
6. 空気清浄機は有害なガス状成分が除去できない上に粒子状成分も除去性能が低く、受動喫煙対策としてほとんど意味がないことを知っていますか。	1. 知っている 2. 知らない
7. 今後、貴施設において、受動喫煙防止対策を実施されますか。	1. 予定 2. 検討中 3. 未定 4. 実施済
8. 今後、貴施設において、受動喫煙防止対策を実施するとすれば何をされますか。あてはまるものを選んでください。	1. 敷地内全面禁煙にする 2. 建物内禁煙にする 3. 煙の漏れない喫煙室を設置する 4. 煙・臭いが多少漏れたとしても、喫煙コーナーを設置する 5. その他（ ）
9. 受動喫煙防止対策の実施が困難と思われる場合、その理由は何ですか。あてはまるものを選んでください。	1. 喫煙室の設置、分煙機器の購入等に費用がかかりすぎる 2. 喫煙者からの協力が得られにくい 3. 喫煙室を作る場所がない 4. 受動喫煙防止対策の必要性を感じない 5. 受動喫煙防止対策の担当者の時間が取れない 6. その他（ ）
※医療機関の方は次の質問にもお答えください。	
10. 医療機能評価において2004年度より全館禁煙が求められることを知っていますか。	1. 知っている 2. 知らない
11. 禁煙指導を実施していますか。	1. 実施している 2. 実施していない

ご協力ありがとうございました。

（福岡県保健福祉部健康対策課）

アンケート入力画面



ホーム くらし しごと 暮らしと交通 文化と交通 行政情報 リンク

Fukuoka Prefecture

ようこそ知事室へ



・プロフィール
・最近の動き
・知事発言集

各施設の管理者の方へ

福岡県保健福祉部長

平成15年度「分煙状況実態調査」の実施についてのお願い

このたび平成15年5月1日に健康増進法が施行され、同法第25条に受動喫煙の防止がうたわれています。

つきましては、本県の今後の健康たばこ対策および福岡県健康づくり基本指針である「いきいき健康ふくおか21」による計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的として、公共施設、医療機関、事業所等における分煙の状況について調査を実施することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

○調査期間は平成15年11月1日～平成15年11月30日です。

○貴施設にあてはまるボタン(木の葉)をクリックしてください。アンケート画面へリンクします。



公共施設等

官公庁、教育機関、文化施設(博物館、美術館、図書館)、運動施設、警察署、郵便局等



医療機関



事業所等

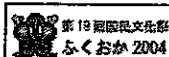
事業所、飲食店、宿泊施設、娯楽施設

総合案内

- ▶ オンラインサービス
- ▶ 福岡県からのお知らせ
- ▶ イベントガイド
- ▶ 観光
- ▶ 福岡県の概要
- ▶ 福岡県の財政
- ▶ 福岡県議会
- ▶ リンク
- ▶ English, 한글, 中文

福岡県庁
〒812-8577
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
TEL: 092-651-1111(代表)
電話番号一覧
メールアドレス一覧
FAQ(よくある質問)
交通アクセス

ホームページづくりに関する
ご意見やお問い合わせ等は
高度情報政策課までお願いし
ます。
福岡県ホームページへのリ
ンクをご希望の方は、こちらを
ご覧ください。



このサイトについて

サーバメンテナンス情報

個人情報の取り扱いについて